

浜松市住民異動届及び申出書に係る本人確認等事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(以下「法」という。)の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たっている者(以下「届出書を持参した者」という。)に対する本人であることの確認(以下「本人確認」という。)及び届出人に対する届出を受理した旨の通知等に係る事務取扱について定めることにより、第三者による虚偽の住民異動届等(以下「届出書」という。)を抑止し、住民基本台帳の正確な記録を確保することを目的とする。

(対象となる届出書の種類)

第2条 この要綱の対象となる届出書は、すべての住民異動届(転入届、転居届、転出届、世帯変更届)及び申出書(法第14条の2)とする。

(本人確認の範囲)

第3条 住民基本台帳に係る事務を行う受付職員(以下「職員」という。)は、届出書を持参した者並びに郵便による転出届出(以下「郵便による届出」という。)をした者を対象として、本人確認を行うものとする。

(本人確認の方法)

第4条 前条の規定による本人確認は、届出書を持参した者に対して、次の各号に掲げる書類(以下「身分証明書等」という。)のうち、第1号に掲げる書類のいずれか1以上の書類、第2号に掲げる書類のいずれか1以上の書類及び第3号に掲げる書類のいずれか1以上の書類又は第3号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、第2号に掲げる書類のいずれか2以上の書類の提示を求める方法、さらに郵便による届出に対しては、身分証明書等の写しの添付を求める方法をもって行うものとする。

(1) 運転免許証、旅券、個人番号カード、特別永住者証明書、在留カード又は官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書若しくは身分証明書であって本人の写真を貼付したもの(写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る。)

(2) 健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、氏名及び生年月日が記載されたもの

(3) 民間機関等が発行した身分証明書であって、氏名及び生年月日が記載され、本人の写真を貼付したもの(写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る。)

2 前項に規定する身分証明書等を持参していない場合又は提示された身分証明書等のみで本人確認等ができない場合においては、本人の氏名等が確認でき、通常本人しか持ち得ない複数の書類又は口頭で質問する等の方法により本人確認を行うものとする。

3 職員は、第1項の場合において、以下の確認を行うものとする。

(1) 届出書を持参した者から身分証明書等の提示がされたときは、当該身分証明書等に記載された事項を届出書に記載された事項と対比し、それらが同一であることの

確認とともに、当該身分証明書に顔写真が貼付されている場合は、届出書を持参した者と同一人であることの確認

(2) 郵便による届出が行われたときは、届出者に身分証明書等の写しの添付を求め、当該写しに記載された事項を届出に係る書面に記載された事項と対比し、それらが同一であることの確認

(届出人に対する通知)

第5条 職員は、第4条の規定により本人確認を行うことができないとき並びに郵便による届出があったときは、届出書を受理した上で、届出人本人の異動前住所に当該届出書を受理した旨を通知するものとする。ただし、虚偽の届出が疑われる場合には、届出書の受理を留保し、法第34条第2項に基づく調査を行い確認した上で届出書を受理するものとする。

2 前項に規定する通知のうち返送された通知については、再送することなく保管し、通知の保存期間は3年とする。

(本人確認及び通知に関する事項の届出書への記載)

第6条 職員は、第4条の規定により本人確認ができたとき、又は前条の規定により通知をしたときは、当該届出書に、その旨を記載するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本人確認の事務取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

本人確認方法

届出書を持参した者

本人確認書類（有効期限内のものに限る。）

1点で本人確認を行なうもの	2点で本人確認を行なうもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 旅券（パスポート） ・ 特別永住者証明書 ・ 在留カード ・ 住民基本台帳カード（顔写真付き） ・ 個人番号カード ・ 船員手帳 ・ 海技免状 ・ 小型船舶操縦免許証 ・ 猟銃、空気銃所持許可証 ・ 戦傷病者手帳 ・ 宅地建物取引主任者証 ・ 電気工事士免状 ・ 無線従事者免許証 ・ 認定電気工事従事者認定証 ・ 特種電気工事資格者認定証 ・ 耐空検査員の証 ・ 航空従事者技能証明書 ・ 運航管理者技能検定合格証明証 ・ 動力車操縦者運転免許証 ・ 教習資格認定証 ・ 警備業法に規定する合格証明書 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 <p>又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真を貼付されたもの</p>	<p>（イ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康被保険者証 ・ 健康保険被保険者証 ・ 船員保険被保険者証 ・ 後期高齢者医療被保険者証 ・ 介護保険被保険者証 ・ 共済組合員証 ・ 国民年金手帳 ・ 国民年金証書 ・ 厚生年金証書 ・ 船員保険年金証書 ・ 共済年金証書 ・ 恩給証書 ・ 住民基本台帳カード（顔写真なし） ・ 交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 <p>又はその他市長がこれらに準ずるものとして 適当と認める書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金通帳 ・ キャッシュカード ・ 診察券 ・ 転出証明書（同時転入の場合のみ） ・ その他 <p>個人を特定できかつ本人しか持ち得ないものであり、安易に取得できないものとする</p>
	<p>（ロ）写真付きのものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生証 ・ 法人が発行した身分証 ・ 国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（ に掲げる書類を除く。）

国又は地方公共団体の機関が発行した証明力の高い書類 を原則とする。

を所持しない場合は以下の方法による。

- 1 .(イ) 及び(ロ) 各 1 枚以上の組み合わせ
- 2 .(ロ) を提示できないときは(イ) を 2 枚以上の組み合わせ
- 3 . 上記の書類を提示できないときは家族状況等(住民基本台帳及び戸籍簿の記載事項)の聴聞による本人確認

郵便による届出

本人確認書類 又は (イ) の写しの添付を求める。